

「資産除去債務会計」に対応！

東京カンテイの「環境債務ソリューションサービス」

平成 22 年 4 月より「資産除去債務会計」が導入され、平成 23 年 3 月期第 1 四半期決算から実務対応が始まっております。

資産除去債務会計への実務対応においては、土壌汚染やアスベスト等の環境関連法令の内容を理解し、保有有形固定資産への影響を把握する必要があります。

東京カンテイの「環境債務ソリューションサービス」では、主要な環境法令が保有有形固定資産に与える影響の洗い出し（「スクリーニング」）から、除去債務額の見積り（「費用算出」）まで対応致します。次年度以降の見直し（法令改正等への対応）にも対応致します。

《 資産除去債務会計への実務対応 》

（1）契約に基づく義務（例示）

- ① 建物等の賃貸借契約に基づく原状回復費用
- ② 事業用定期借地権契約に基づく原状回復費用 等

（2）法令に基づく義務（例示）

① アスベスト	石綿障害予防規則 等	吹付け材等の解体処理費用
② PCB	PCB特別処置法 等	高濃度PCB廃棄物の処理費用
③ フロンガス	フロン回収・破壊法等	フロン類が充填されている機器の廃棄時の処理費用
④ 土壌汚染	土壌汚染対策法 地方自治体の条例 等	有害物質を使用していた水質汚濁防止法上の特定施設の廃止時の土壌調査費用

《 次年度以降の留意事項 》

（1）各種法令・条例等の改正への対応（対象資産・計上費用の見直し）

（例示）改正土壌汚染対策法への対応

・・・3,000 m²超の土地形質変更時の土壌調査費用の計上が必要となる場合
⇒有害物質の使用履歴のある 3,000 m²超の土地を保有していて、将来土地の形質変更が見込まれる場合には、土壌調査費用を計上する必要がある。

（2）処理体制の見直しへの対応

（例示）微量PCBの処理体制が整備⇒微量PCBについても廃棄物の処理費用を計上する必要がある。

相談・サービス費用の見積りは無料です！！

『環境債務ソリューションサービス』のお問合せシート

貴社名		
住所	〒	
ご担当者名	お名前	TEL
	部署名	FAX
	お役職	e-mail
◆ご相談内容（該当箇所にご記入／○印を付けてください）		
【ご要望】： 1. サービスの内容について詳しく聞きたい 2. サービス（「スクリーニング」、「費用算出」）の見積りが欲しい 3. その他（ ）		
【打ち合わせ法】： 1. 訪問してほしい 2. 電話で説明してほしい 3. その他（ ）		
【具体的な内容】 <input type="checkbox"/> スクリーニング（保有有形固定資産に与える影響の洗い出し） <input type="checkbox"/> 原状回復費用の見積り（ 件） <input type="checkbox"/> 土壌汚染調査費用の見積り（ 件） <input type="checkbox"/> アスベスト除去費用の見積り（ 件） <input type="checkbox"/> PCB除去費用の見積り（ 件） <input type="checkbox"/> フロンガス除去費用の見積り（ 件） <input type="checkbox"/> その他（詳細は下記にご記入ください）		
【その他、ご自由にご記入ください】		

上記ご記入いただいた事項は、お問い合わせ内容のご確認、ご返答等に利用させていただきます。

お問い合わせ先

株式会社東京カンテイ アセット事業本部 不動産ソリューショングループ

TEL：03-5719-3322 FAX：03-5719-6642 Eメール：asset@kantei.ne.jp

担当：小澤（公認会計士）、近藤（一級建築士）

2011.1